

2015年10月1日

弁護士 寺田 寛

NTLO REVIEW 第22回 ～改正個人情報保護法のポイント～

2015年9月3日、改正個人情報保護法が成立しました。同法は、同月9日に公布され、公布から2年以内に施行されます。改正内容は多岐にわたりますが、特に実務への影響が大きいと考えられる8つのポイントをご紹介します。

1. 「個人情報取扱事業者」の範囲の拡大

改正前は、取り扱う個人情報によって特定される個人が5000人未満の企業は、「個人情報取扱事業者」に該当せず、個人情報保護法の定める義務を負いませんでした（改正前2条3項5号、同施行令2条）。法改正により、個人情報を取り扱うすべての企業が、「個人情報取扱事業者」として個人情報保護法の定める義務を負います。

2. 「個人識別符号」の個人情報への追加

①生体認証などに使われる指紋、虹彩、静脈など個人の身体的特徴をデータ化したもの、および②メンバーズカードの会員番号や、オンラインサービスにおけるユーザーIDなどの文字、番号、記号等が、「個人識別符号」とされ、個人情報として保護対象になります（2条2項）。

3. 「要配慮個人情報」の保護

「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他政令で定める個人情報」が、「要配慮個人情報」として保護対象になります（2条3項）。企業は、事前の本人の同意を得ずに「要配慮個人情報」を取得することはできません（17条2項）。また、オプトアウト制度（要求があれば第三者提供を取りやめる制度）を設けていた場合でも、同制度を用いた「要配慮個人情報」の第三者提供は認められません（23条2項）。

4. 「匿名加工情報」に関する規定の整備

ビックデータの利用促進のために、「個人情報の一部を削除等することによって個人を識別できないように加工した個人情報」が「匿名加工情報」とされました（2条9項）。企業は、「匿名加工情報」を構成する個人の同意を得ることなく、「匿名加工情報」を第三者に提供できます（23条）。他方で、「匿名加工情報」から個人を識別しようとすることは禁じられます（38条）。今後、個人情報保護委員会の規則により、「匿名加工情報」の作成における「加工」の技術的基準などが定められる予定です。

5. 第三者提供に係る「トレーサビリティ」の確保

企業は、個人データを第三者に提供した場合、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の名称等に関する記録を作成し、保存する義務を負います（25条）。第三者提供を受ける場合には、提供者の名称、住所、代表者名、提供者が当該個人データを取得した経緯について確認したうえで、確認した内容と提供を受けた年月日に関する記録を作成し、保存する義務を負います（26条）。これらは、流通経路を記録することで、不正に持ち出された個人情報本人の意図に反し流通することを防止するためのものです。詳細は個人情報保護委員会の規則により定められます。

6. 「個人情報データベース提供罪」の新設

改正前は、個人情報の漏洩事件を起こした従業員が同法により刑事責任を負うことはありませんでした。改正法は、「従業員または元従業員が、業務に関して取り扱った個人情報のデータベースや、これを複製、加工したものを、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で第三者に提供し、または盗用する行為」について、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとされました（83条）。また、同罪には両罰規定が定められていますので、従業員が同罪を犯した場合には、企業も50万円以下の罰金を科されます（87条）。

7. 「国外の第三者への個人データの提供」に関する規制の強化

企業は、国外の第三者に個人データを提供しようとする場合、当該国外の第三者が、①「日本と同等の水準で個人情報が保護されている国にある」か、あるいは、②「日本の個人情報取扱事業者と同じような個人情報保護の体制を整備している」か、のいずれかに当たらない限り、「外国の第三者に情報を提供すること」について、本人から同意を得なければなりません（24条）。これは、個人情報保護に関する国際的な潮流に合わせるためのものです。

8. 「個人情報保護委員会」の創設

マイナンバーの取扱いを含めた個人情報保護に関する監視、監督を行う機関として、「個人情報保護委員会」が創設されます。同委員会は、企業に対する資料の提出要求、立入検査、勧告、命令等の権限が与えられます（法40～42条）。また、匿名加工情報の取扱いや第三者提供の記録・保存の手続などに関し、規則を策定します。

新設された制度の多くについて、詳細は、施行令や個人情報保護委員会の規則に委ねられています。具体的な制度設計を行うためには、今後制定、公表される施行令や規則の内容を、適時に把握することが求められます。

以上